

三田市まちづくり協働センター条例新旧対照表

現行	改正案								
<p>第1条～第2条 省略 (施設及び業務)</p> <p>第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 市民活動推進プラザ</p> <p>(2) 国際交流プラザ</p> <p>(3) 人権・男女共同参画プラザ</p> <p>(4) 情報プラザ</p> <p>(5) 行政サービスコーナー</p> <p>(6) 駅前子育て交流ひろば</p> <p>(7) 多目的ホール、講座室、会議室、調理実習室その他の施設</p> <p>2 センターは、第1条の設置目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 市民活動支援に係る総合窓口</p> <p>(2) 市民活動支援に係る情報の収集及び提供並びに相談</p> <p>(3) 市民活動団体の育成及び自立の促進</p> <p>(4) 国際交流事業の推進</p> <p>(5) 人権・男女共同参画事業の推進</p> <p>(6) 行政サービス及び市民相談業務の提供</p> <p>(7) 住民相互の交流及び地域の活性化を図る活動場所の提供</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務</p> <p>第3条の2 省略 (休所日)</p> <p>第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が管理運営上必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日进行することができる。</p>	<p>第1条～第2条 省略 (施設及び業務)</p> <p>第3条 センターに次の各号に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 市民活動推進プラザ</p> <p>(2) <u>いきがい応援プラザ</u></p> <p>(3) 国際交流プラザ</p> <p>(4) 人権・男女共同参画プラザ</p> <p>(5) 情報プラザ</p> <p>(6) 行政サービスコーナー</p> <p>(7) 駅前子育て交流ひろば</p> <p>(8) 多目的ホール、講座室、会議室、調理実習室その他の施設</p> <p>2 センターは、第1条の設置目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 市民活動支援に係る総合窓口</p> <p>(2) 市民活動支援に係る情報の収集及び提供並びに相談</p> <p>(3) 市民活動団体の育成及び自立の促進</p> <p>(4) <u>シニア世代の就業及び社会活動等の支援</u></p> <p>(5) 国際交流事業の推進</p> <p>(6) 人権・男女共同参画事業の推進</p> <p>(7) 行政サービス及び市民相談業務の提供</p> <p>(8) 住民相互の交流及び地域の活性化を図る活動場所の提供</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務</p> <p>第3条の2 省略 (休所日)</p> <p>第3条の3 センターの休所日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、市長が管理運営上必要と認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日进行することができる。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 1244 602 1278">施設</th> <th data-bbox="607 1244 1106 1278">休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 1281 602 1423"></td> <td data-bbox="607 1281 1106 1423"></td> </tr> </tbody> </table>	施設	休所日			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 1244 1574 1278">施設</th> <th data-bbox="1579 1244 2074 1278">休所日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 1281 1574 1423">(1) <u>いきがい応援プラザ</u></td> <td data-bbox="1579 1281 2074 1423"> ア 日曜日及び土曜日 イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ウ 12月29日から翌年1月3日まで </td> </tr> </tbody> </table>	施設	休所日	(1) <u>いきがい応援プラザ</u>	ア 日曜日及び土曜日 イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ウ 12月29日から翌年1月3日まで
施設	休所日								
施設	休所日								
(1) <u>いきがい応援プラザ</u>	ア 日曜日及び土曜日 イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ウ 12月29日から翌年1月3日まで								

(1) 駅前子育て交流ひろば	ア 月曜日、金曜日及び土曜日 イ 12月29日から翌年1月3日まで
(2) 幼児室	ア 日曜日及び火曜日から木曜日まで (午後6時から午後10時までを除く。) イ 12月29日から翌年1月3日まで
(3) 前2号以外の施設	12月29日から翌年1月3日まで

以下省略

(2) 駅前子育て交流ひろば	ア 月曜日、金曜日及び土曜日 イ 12月29日から翌年1月3日まで
(3) 幼児室	ア 日曜日及び火曜日から木曜日まで (午後6時から午後10時までを除く。) イ 12月29日から翌年1月3日まで
(4) 前3号以外の施設	12月29日から翌年1月3日まで

以下省略